

# ベトナムスタートアップとの協業に向けた 法務・会計ガイドブック【要約版】

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ハノイ事務所

2022年1月

# はじめに

「ベトナムスタートアップとの協業に向けた法務・会計ガイドブック」は、ベトナムのスタートアップとの協業（オープンイノベーション、投資、M&A等）を目指す日本企業の皆様を対象に、法務・会計面の規制、手続きなどの基礎情報を提供することを目的としています。

本ガイドブックは、海外スタートアップ企業等と日本企業の協業のため、ジェトロが創設したビジネスプラットフォーム「ジャパン・イノベーション・ブリッジ（J-Bridge）」の一環として制作したものです。

本ガイドブックがデジタル分野における日越企業の連携創出の一助となれば幸いです。

2022年1月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）ハノイ事務所

# 「詳細版」のご提供について

本ガイドブックは、「要約版」と「詳細版」がございます。「詳細版」につきましては、ジェトロ「J-Bridge」会員企業のみのご提供となります。ご利用をご希望の方は以下の通りお申込み下さい。

## ①以下ページより、J-Bridge会員登録のお申込をお願いします。

<J-Bridge申込ページ>

<https://www.jetro.go.jp/jdxportal/j-bridge.html>

※J-Bridge会員は当該企業が事業主体となって協業連携を目指す日本企業（現地進出日系企業を含む）を対象としています。左記対象外の方（個人、第三者支援を目的としたコンサルティング業、外国企業、外国企業の日本法人、ビジネスサポートを行う土業サポート等）におかれては、会員登録、資料の提供をお断りさせて頂くことがあります。

## ②審査完了後、J-Bridge事務局より会員登録の連絡がございます。

※お申し込み後、審査・手続き完了まで一週間程度お時間を頂くことがあります。

## ③J-Bridge事務局まで、Eメールまたは下記フォームより「ベトナムスタートアップとの協業に向けた法務・会計ガイドブック詳細版を希望」の旨をご連絡ください。

<J-Bridge事務局> ジェトロDX推進チーム

E-Mail : [DXPT@jetro.go.jp](mailto:DXPT@jetro.go.jp)

お問合せフォーム : [https://www.jetro.go.jp/form5/pub/jaa/j-bridge\\_inquiry](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/jaa/j-bridge_inquiry)

# 第1部 スタートアップとの協業に関する戦略策定

## 協業（業務提携）のゴール設定

- スタートアップ企業とどのように協業するかは、スタートアップ企業との協業を通じて何を得たいのか、すなわち何をゴールと設定するかによって変わり得る。

### 協業（業務提携）の検討

技術提携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 技術提供</li> <li>■ 共同開発</li> </ul>	<p>目的：他社の有する技術、ノウハウといった技術資源を自社の事業に活用したい場合</p> <p>効果：他社の技術資源を活用することにより、自社の技術開発・ビジネス開拓スピードを上げる効果が見込まれる。</p>
生産活動の提携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 製造/開発委託</li> </ul>	<p>目的：自社製品を製造・生産する当たり、他社の生産能力を活用したい場合、すなわち生産工程の一部・全部を他社に委託したい場合</p> <p>効果：他社の生産能力を活用することで、生産力の向上を図ることができるほか、設備投資の縮減や生産の一極集中の回避（近年、自然災害やコロナの影響で一定地域の工場が閉鎖を余儀なくされる等の事態が生じているため、生産活動の分散も検討する必要がある。）の効果が見込まれる。</p>
マーケット（販路）の獲得	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 販売店契約</li> <li>■ 代理店契約</li> <li>■ フランチャイズ契約</li> </ul>	<p>目的：自社製品・サービスを販売・提供するに当たり、他社がすでに有する販路や販売人材等を活用したい場合</p> <p>効果：他社の有する販路を活用することで、新しい国・地域で自社の事業展開のスピードを上げる効果が見込まれる。</p>

### 投資の検討

- 協業（業務提携）に加えて、あるいは協業（業務提携）に代えて、スタートアップ企業に対して資金提供を行うか検討。

エクイティ投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株式/出資持分/資本金証券の取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ スタートアップ企業の資金ニーズに応える必要がある場合</li> <li>■ スタートアップ企業の経営に関与したい場合</li> <li>■ 投資リターンを獲得したい場合</li> </ul>
ノンエクイティ投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸付/資本金のない証券の取得等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ スタートアップ企業の資金ニーズに応える必要がある場合</li> </ul>

## 第2部 スタートアップ企業との業務提携

### 技術提携/オープンイノベーション

#### ■ 技術提携に関わる主な知的財産権

主な知的財産権	保護対象	登録の要否	存続期間	保護の範囲
特許権	新規性、進歩性および産業上の利用可能性を有する発明 (一定のAI・コンピュータソフトウェア関連発明も登録可能だが数は少ない。)	保護されるために知的財産庁への登録が必要	出願日から20年	特許登録された発明の実施に対して差止請求、損害賠償請求等が可能 (他社が意図的に模倣せず独自に同じ技術を開発した場合でも権利行使可能。)
営業秘密	非公知性、有用性および秘密管理性を有する情報	不要(登録制度が存在しない。)	無期限(非公知性、有用性および秘密管理性の要件を満たす限り保護される。)	営業秘密の不正取得、利用等に対して差止請求、損害賠償請求等が可能 (他社が不正に情報入手し模倣する行為に対して権利行使可能。)
著作権	創作性を有する著作物 (コンピュータプログラムも保護される。)	登録せずとも保護される(創作により自動的に権利が発生する。)が著作権局に登録すると権利行使が容易となる	映画の著作物等：原則公表から75年間 それ以外の著作物：著作者の死後50年間	著作物の複製、改変、配信等に対して差止請求、損害賠償請求等が可能 (他社が著作物に依拠して模倣する行為に対して権利行使可能。)

# 第2部 スタートアップ企業との業務提携

## 技術提携/オープンイノベーション

### ■ 主な知的財産権の帰属主体および譲渡・ライセンスのための手続き

主な知的財産権	帰属主体	譲渡	ライセンス
特許権	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発明を行った者に帰属</li> <li>■ 従業員が職務上行った発明は使用者に帰属(職務発明)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 譲渡の効力発生のために知的財産庁への登録が必要</li> <li>■ 技術移転登録が必要となり得る(特にクロスボーダーの場合)</li> <li>■ 法定事項を記載した契約書作成が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ライセンスの効力発生のために知的財産庁への登録は不要だが登録すると特許権の譲渡先等の第三者にもライセンスの効力を有効に主張できる</li> <li>■ 技術移転登録が必要となり得る(特にクロスボーダーの場合)</li> <li>■ 法定事項を記載した契約書作成が必要</li> </ul>
営業秘密	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報を保有し守秘性を確保する者に帰属</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 技術移転登録が必要となり得る(特にクロスボーダーの場合)</li> <li>■ 法定事項を記載した契約書作成が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 技術移転登録が必要となり得る(特にクロスボーダーの場合)</li> <li>■ 法定事項を記載した契約書作成が必要</li> </ul>
著作権	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 著作物を創作した者に帰属(コンピュータプログラムの場合はプログラムを作成した者に帰属)</li> <li>■ 従業員が職務上創作した著作物の著作権は使用者に帰属(職務著作)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 譲渡の効力発生のために著作権局への登録は不要</li> <li>■ 法定事項を記載した契約書作成が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ライセンスの効力発生のために著作権局への登録は不要</li> <li>■ 法定事項を記載した契約書作成が必要</li> </ul>

# 第2部 スタートアップ企業との業務提携

## 技術提携/オープンイノベーション

### ■ 技術移転登録の要件・手続き

- 技術移転法上、以下の技術移転を行う場合、科学技術省または科学技術局に対して技術移転登録が必要。同法上の技術移転の定義は下記表参照。
  - 外国からベトナムへの技術移転
  - ベトナムから外国への技術移転
  - 科学技術研究の実施成果の登録証明書が発行された場合を除く国家資本または国家予算を使用するベトナム国内の技術移転
- 典型的にはノウハウ(営業秘密)ライセンスだが、契約の形式を問わず実質的に「技術移転」に該当する場合は技術移転登録が必要。
- 一定の技術類型については、技術移転が禁止されるまたはより厳格な手続きである技術移転許可が必要。逆に技術移転が推奨される技術類型もあり、税務上の優遇措置を受けられる。
- 技術移転を行う場合、技術移転契約に技術移転法所定の事項を規定する必要がある。

	技術移転法の規定
「技術」の定義	道具や設備に付帯しているかどうかにかかわらず、資源を製品に転換するために用いられる解決法・過程・技術ノウハウ
「技術移転」の定義	技術の全部もしくは一部を保有または使用する権利を譲受人に移転すること
法令上示された「技術」の具体例	①専門技術的ノウハウおよび科学技術的ノウハウ、②科学技術計画および過程、技術的解決策、パラメーター、図面、図表、公式、コンピューター、ソフトウェアおよびデータ情報、③製造の最適化および技術革新のための解決策、④これらのいずれかを伴う機械および装置

# 第2部 スタートアップ企業との業務提携

## 技術提携/オープンイノベーション

### ■ 技術/知財保護のための戦略

戦略	メリット	デメリット	適した技術分野	ベトナムにおける留意点
①公開および特許化して独占権を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他社が独自に開発した同一技術に対しても無条件で独占権を主張できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公開されるため、模倣されるリスクが生じ、模倣を止めるために積極的な権利行使が必要となる</li> <li>■ 公開されるため、特許権の有効期間(出願日から20年間)が切れた後は模倣が自由となる</li> <li>■ 出願・維持に費用が発生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市販品等からリバースエンジニアリングが可能な技術(一般的には機械、電機分野等の物の発明に多い。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現時点では特許権を取得しても権利行使の実効性に不安がある</li> <li>■ 特許の審査に時間を要する傾向がある</li> <li>■ ベトナムで完成されたまたはベトナム人・ベトナム企業に特許を受ける権利が帰属する発明は、ベトナムで最初に特許出願しないとベトナムで特許登録できない</li> <li>■ 発明者となる従業員と個別に合意しない限り、特許発明の実施によって得た利益の10%などの法定の職務発明に対する報酬を当該従業員に支払う必要がある</li> <li>■ AI・コンピューターソフトウェア関連発明については、登録が不可能ではないものの、現時点では審査基準が不明確であり、権利確保の安定性は乏しい</li> </ul>
②秘密管理してノウハウとする(事実上独占する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公開されないため、他社が独自に開発することが難しい技術であれば、長期間技術を独占できる可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他社が独自に開発した同一技術に対しては独占権を主張できない(不正な情報取得による模倣の場合のみ権利行使が可能。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リバースエンジニアリングが困難な技術(一般的にはバイオ、化学分野等の物を生産する方法の発明に多い。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現時点では情報漏洩した場合の権利行使の実効性に不安がある</li> <li>■ そのためそもそも情報漏洩させない秘密管理措置が重要だが現時点ではベトナム人従業員の秘密保持の意識は低い傾向がある</li> </ul>



# 第2部 スタートアップ企業との業務提携

## 技術提携/オープンイノベーション

### ■ ベトナム企業とのライセンス契約における主な留意点

留意点	留意すべき事項
一般的な留意事項	■ ライセンス対象となる知的財産権の内容とライセンスする地域・期間・目的・行為等の範囲を可能な限り具体的に特定した上で（ノウハウライセンスの場合は秘密保持義務等の詳細も含む。）、ロイヤリティの算定方法、契約終了事由、契約終了時の処理等のその他の重要事項とともに明確に契約書に規定する必要がある。
契約書の法定記載事項	■ ライセンス契約に記載すべき事項が法定されている。
知的財産庁への登録	■ 知的財産権のライセンスは知的財産庁に登録せずとも有効である。 ■ もっとも、特許ライセンス契約については知的財産庁に登録することができ、登録した場合、ライセンスの効力を特許権の譲渡先等の第三者に主張することができる。
技術移転登録	■ クロスボーダーのライセンス契約の場合技術移転登録が必要となる可能性が高い。
改良技術に係る知的財産権の取扱い	■ ベトナム法上、ライセンシーが開発した改良技術に係る知的財産権のライセンサーへの譲渡を義務付ける規定（アサインバック）は違法とされる可能性が高い。 ■ これに対して、当該知的財産権をライセンサーに対して逆にライセンスすることを義務付ける規定（grantバック）やライセンサーおよびライセンシー間の共有にする旨の規定が適法と判断されるかの指針等は存在しない。そのため不明確なところも多いが、ベトナムにおいても、ライセンシーとなるベトナム企業が自らが改良した技術について利用を禁止されるような条項をライセンス契約に規定した場合、当該条項が違法無効とされる可能性は完全には否定できない。

# 第2部 スタートアップ企業との業務提携

## 技術提携/オープンイノベーション

### ■ ベトナム企業との共同開発契約における主な留意点

留意点	留意すべき事項
一般的な留意事項	■ 各当事者が担う役割、技術的成果の帰属および利用に関する取決め（利用によって得られた利益の配分、契約終了時の取扱い等を含む。）、技術的成果が第三者の知的財産権を侵害した場合の責任、契約締結時に想定外の事情が発生した際の対応方法、契約終了事由等の重要事項を明確に定めることが重要。
技術移転登録	■ クロスボーダーの共同開発契約の場合技術移転登録が必要となる可能性がある。
共同開発技術に係る知的財産権の取扱い	<p>■ ベトナムにおける知的財産権の原始的帰属主体はベトナム法によって決定されるが、当事者間の合意によって当該原始的帰属主体から知的財産権の全部または一部を譲渡し、当事者が合意する帰属状態を実現することは可能。そのため、共同開発技術に係る知的財産権をどのように帰属させるかの建付が重要。</p> <p>■ 帰属の建付として、理屈としては下記4通りの方法があり得るが、実務的には下記③または④(共有の建付)が採用されることが多い。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 共同開発から発生したすべての知的財産権を日本企業に帰属させ、ベトナム企業はライセンスを受ける</li><li>② 共同開発から発生したすべての知的財産権をベトナム企業に帰属させ、日本企業はライセンスを受ける</li><li>③ 共同開発から発生したすべての知的財産権を両当事者の共有にする</li><li>④ 共同開発の過程で片方当事者が単独で開発した技術に係る知的財産権は当該当事者に単独で帰属させて他方当事者がライセンスを受け、共同で開発した技術に係る知的財産権は両当事者の共有にする</li></ol> <p>■ 共有とする場合でも、ベトナムでは、知的財産権の譲渡・ライセンスだけでなく、自己実施・利用についても共有者の同意が必要と解される可能性がある。そのため、共同開発契約書に何も規定しないと、日本企業が共同開発技術を活用する場合に逐一ベトナム企業の同意が必要となり得る。</p> <p>■ したがって、上記①から④のいずれの建付を採用する場合でも、共同開発契約において、片方当事者が単独保有する知的財産権の他方当事者へのライセンスの範囲および共有知的財産権を双方当事者が相手方の同意無く利用・処分可能な範囲について、具体的かつ明確に規定しておくことが非常に重要。</p>

# 第2部 スタートアップ企業との業務提携

## 生産提携

### ■ ベトナム企業との製造・開発委託契約における主な留意点

留意点	留意すべき事項
一般的な留意事項	■ 開発すべき製品の仕様ないし実施すべき業務の内容、スケジュール、検査手続き、製品に不具合がある場合や製品が第三者の知的財産権を侵害した場合の保証責任等の受託者の義務、業務委託料の算定方法、支払時期、支払条件等の重要事項を明確に定めておくことが重要。
技術移転登録	■ クロスボーダーの製造・開発委託契約の場合技術移転登録が必要となる可能性がある。
成果物に係る知的財産権の取扱い	■ ベトナムにおける知的財産権の原始的帰属主体はベトナム法によって決定されるが、当事者間の合意によって当該原始的帰属主体から知的財産権の全部または一部を譲渡し、当事者が合意する帰属状態を実現することは可能。 ■ 製造・開発委託契約の場合、成果物に係る知的財産権は通常委託者に帰属させることが多いが、ソフトウェア開発委託におけるプログラムに係る著作権については別途の考慮が必要。成果物に下記のようなプログラムが含まれる場合、委託者に著作権を移転させることができず、委託者が受託者からライセンスを受ける建付を採らざるを得ない場合がある。  ① 受託者が受託業務開始以前に自ら作成したプログラム ② 受託者が受託業務の過程で作成したが他の業務にも利用することを希望する汎用的なプログラム ③ 第三者が作成したプログラム(オープンソースソフトウェアを含む。)
成果物の不具合等に関する責任	■ 受託者の義務および責任が契約書に明確に規定されていれば、まずは当該契約書の文言解釈によって受託者の責任が判断されることになるため、契約書に受託者の義務および責任を明確に規定することが重要。 ■ 契約書に規定されていない事項についてベトナム民法が適用される場合、取引の内容や受託者の帰責性に応じて、業務の完成・修補請求、料金減額請求、損害賠償請求、契約解除等が認められ得る。
下請業者保護のための規制	■ 日本の下請法のような下請業者保護のための規制は、建設業界に一定の規制が存在する以外に存在しない。

# 第2部 スタートアップ企業との業務提携

## マーケット（販売網）の獲得

### ■ ベトナム企業との販売店/代理店契約における主な留意点

留意点	留意すべき事項
一般的な留意事項	■ ベトナム企業の法的地位(自ら購入販売を行う販売店なのか代理権を有する代理店なのか)、独占権の有無・範囲、製品販売・運送に関する規定（最低購入数量等を定める場合はその詳細等を含む。）、販売店/代理店としてベトナム国内で製品を販売するにあたり遵守すべき義務（製品・サービスの品質保持義務、商標の使用を許諾する場合はその態様等を含む。）、契約終了事由、契約終了後の処理等（在庫の取り扱い等）を明確に定めておくことが重要。
競争法上違法となり得る条項	■ 販売店が製品・サービスを販売する際の価格を拘束する条項等の一定の競争制限的条項は違法無効とされる。
知的財産権の登録（主に商標登録）	■ ベトナム企業を販売店または代理店としてベトナムで製品またはサービスを展開する場合、ベトナムにおいて用いる当該製品またはサービスの名称について、ベトナムでの商標登録を積極的に検討すべき。 ■ 日本企業であってもベトナム国内の法律事務所等を代理人に起用すればベトナムで商標登録を行うことが可能。
平行輸入品の取扱い	■ ベトナム法上、正規の販売店ではない業者による真正品の外国からの輸入(外国で流通に置かれた製品の並行輸入)および販売を取り締まることは困難。
フランチャイズ契約の登録等	■ ベトナム法上、販売店契約に付随するノウハウ、商標等のライセンスが商業上の権利として体系化されたものを対象とする場合、当該契約はフランチャイズ契約に該当し得る。 ■ ベトナム企業をフランチャイジーとしたフランチャイズ契約を締結する場合、フランチャイザーとなる日本企業が一定の要件を満たす必要があり、ベトナム当局への登録義務等も課せられることになる。

## 第2部 スタートアップ企業との業務提携

### 提携のための情報開示

#### ■ ベトナム企業との秘密保持契約における主な留意点

- 以下のとおり、①自らが情報を開示する（相手方に義務を課す）のか②相手方が情報を開示する（自らが義務を課される）のかによって留意すべき観点は大きく異なる。実務的には、双方に情報を開示し合うため自社が①または②のどちらの立場に立つとも言い難い場合も多く、そのような場合は①と②の双方の立場から見てバランスがとれた折衷的な義務が望ましい。

項目	情報を開示する場合	情報を受領する場合
秘密情報の範囲	開示するすべての情報が秘密保持の対象となるよう、重要な情報は情報の内容・開示方法等で具体的に特定しつつ、秘密表示・指定がされなかった情報も義務の対象となるよう、「開示された営業上または技術上のすべての情報」のような包括文言も入れておくことが望ましい。	秘密保持義務を負う情報の範囲が過度に広範または不明確になることを防ぐため、開示者によって秘密表示・指定がされた情報のみに義務が課される旨明記することが望ましい。また、公知情報や第三者から受領した情報等は秘密情報の範囲から明確に除いておくことが望ましい。
秘密保持期間	可能な限り長期間が望ましく、無期限とすることも考えられる。	短期間が望ましい。
開示が許される例外事由	契約上明記された例外事由は可能な限り少なくすることで、情報受領者による開示が必要な場合はその都度情報受領者に説明させ個別に開示可否を判断する形が望ましい。	外部専門家、グループ会社、委託先、裁判所・当局等の第三者への開示が必要な場合があり得るか契約締結段階で検討し、必要なものは例外事由として明記しておくことが望ましい。
安全管理に関する義務	抽象的な安全管理義務に加えて、開示する情報の重要性によっては、具体的な安全管理措置を特定して実施を義務付けることも考えられる。	規定するとしても抽象的な安全管理義務に留めることが望ましい。
削除・返還義務	秘密保持義務のみでは情報の削除等まで求めることができるか不明確であるため、情報漏洩等が発生した場合に備えて、情報の削除等を求めることができる権利を明確に定めておくことが望ましい。	定めないことが望ましい。特に秘密保持義務の対象が広範または不明確な場合、自社にとって必要な情報まで削除等を請求されてしまうおそれがある。

## 第2部 スタートアップ企業との業務提携

### 提携によるデータの利活用

#### ■ ベトナムにおける個人情報関連規制

- ベトナムには現時点ではEUのGDPRや日本の個人情報保護法のような包括的な個人情報保護法令は存在しないものの、様々な法令や民法が個人情報関連規制を定めており、ベトナムで個人情報を収集・利用するためには、原則として、利用目的等の法定事項を本人に通知した上で本人の同意を取得する必要がある。また、ベトナム政府は、厳しい越境移転規制やセンシティブデータ処理に対する規制を導入する個人情報保護に関する政令案を検討中である。
- オンラインサービス事業者がデータを外国に保存する場合、以下の規制に留意が必要。

法令	規制内容
① サイバーセキュリティ法	<p>同法は、「ベトナムにおいて電気通信ネットワークもしくはインターネット上のサービスまたはサイバー空間上の付加価値サービスを提供する国内外企業が、ベトナムにおける個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係に関するデータ又はサービス利用者の作成したデータの収集、利用、分析又は加工を行う場合、ベトナム政府の定める一定期間中は、それらのデータをベトナムで保管しなければならない。本項に規定する外国事業者はベトナムに支店又は駐在員事務所を設けなければならない」と規定している(26条3項)。</p> <p>もっとも、当該義務の詳細は施行規則を政令で定めるとされているところ(26条4項)、当該政令は2021年12月1日時点で制定に至っていない。</p> <p>なお、当該政令については、2019年1月末までドラフトがパブリックコメントに付されており、当該ドラフトでは、上記義務は、事業者がサイバーセキュリティ法に違反し是正要求を受けたにもかかわらず是正措置を講じなかった場合に適用場面が限定されていた。</p>
② インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供および利用に関する政令第72号	<p>同政令は、以下のオンラインサービス事業者を対象として、管轄当局による情報の検査等の要求に対応可能なサーバーシステムを少なくとも1台ベトナムに設置する義務を課している(24条2項、25条8項、28条2項および34条2項)。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 一般ウェブサイトを開設する団体・企業(ニュース配信サービス等)</li><li>➢ ソーシャルネットワーキングサービスを提供する団体・企業</li><li>➢ 移動電気通信ネットワークにおいて情報コンテンツサービスを提供する団体・企業(携帯電話網を用いてSMS等で情報配信するサービス等)</li><li>➢ オンライン電子ゲームサービス事業者</li></ul>

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ベトナム企業（非公開会社）への投資手法および主たる手続き

### ■ 会社の概要

ベトナムの会社の種類	
<b>1名有限会社</b>	法人または個人が単独で会社を所有し、当該法人または個人が会社の定款資本（資本金）の限度で有限会社の負債その他の債務につき責任を負う会社形態。
<b>2名以上有限会社</b>	2名以上50名以下の法人または個人の出資者（当該出資者のことを「社員」という。）で構成され、各社員がその出資額の限度において有限会社の負債その他の債務につき責任を負う会社形態。
<b>株式会社</b>	株式会社は、3名以上の法人または個人の株主で構成され、各株主がその出資額の限度において株式会社の負債その他の債務につき責任を負う会社形態。

項目	1名有限会社（個人所有）	1名有限会社（法人所有・委任代表者1名）	1名有限会社（法人所有・委任代表者3名以上）	2名以上有限会社	株式会社
<b>出資者</b>	1名（個人）	1名（法人）	1名（法人）	2名以上50名以下	3名以上
<b>機関設計</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 会長</li> <li>➢ 社長</li> <li>➢ （監査役）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 会長</li> <li>➢ 社長</li> <li>➢ （監査役）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社員総会</li> <li>➢ 社員総会議長</li> <li>➢ 社長</li> <li>➢ （監査役）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社員総会</li> <li>➢ 社員総会議長</li> <li>➢ 社長</li> <li>➢ （監査役会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 株主総会</li> <li>➢ 取締役会</li> <li>➢ 社長</li> <li>➢ （監査役会）</li> </ul>
<b>監査役・監査役会の設置の要否</b>	不要だが任意の設置可	不要だが任意の設置可（ただし、会社所有者が国営企業である場合は監査役の設定必要。）	不要だが任意の設置可（ただし、会社所有者が国営企業である場合は監査役の設定必要。）	不要だが任意の設置可（ただし、会社が国営企業またはその子会社である場合には、監査役会の設置必要。）	個人株主が11名以上存在する場合または発行済株式総数の50%以上を法人株主が保有している場合、監査役会の設置必要
<b>法定代表者</b>	少なくとも1名以上の法定代表者を選任する必要があるが、そのうち1名はベトナムに要居住				

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ベトナム企業（非公開会社）への投資手法および主たる手続き

### ■ 既存株式・出資持分の取得（1/3）

主たる手続き	
外資規制等の確認	対象会社が行っている事業の内容によって、①外国投資家による株式/出資持分の取得が禁止または制限される可能性、②株式/出資持分の取得自体は制限されないものの、外国投資家が株式/出資持分を取得したことによって、特定の事業を行うために新たにライセンスを取得しなければならない等の可能性あり。
企業買収登録許可	下記に該当する場合、外国投資家は、株式・出資持分の取得の前に、計画投資局から企業買収登録許可を取得する必要あり。 <ul style="list-style-type: none"><li>■ 外国投資家に対する市場への条件付アクセス分野に属する事業を営む対象会社における外国投資家の出資割合が増加する場合</li><li>■ 外国投資家が対象会社の定款資本の50%超を保有する場合（外国投資家の出資が50%以下から50%超に増加する場合、および50%超の資本を有する外国投資家の資本が増加する場合を含む。）</li><li>■ 島、国境地域、沿岸地域または国防・安全保障に影響を及ぼすその他の地域において土地使用権証書を有する対象会社の株式/出資持分の取得を行う場合</li></ul> 法定審査期間は申請書の受理から15日。実務上は長くかかる可能性あり。
競争法の届出	競争法（日本でいう独占禁止法）に基づき、下ページのいずれかの基準に該当する経済集中（吸収合併、新設合併、後述する一定の企業買収および合併企業の設立）を行う場合は、事前に国家競争委員会（またはVietnam Competition and Consumer Authority）に届け出て、禁止される経済集中に該当しない旨のクリアランスを得る必要あり。 予備審査および正式審査の2段階で審査が行われる。 <ul style="list-style-type: none"><li>■ 予備審査：届出書類の受領日から30日間。正式審査を行うべきかを判断するためのスクリーニング</li><li>■ 正式審査：予備審査決定の日から90日間（最大で60日間延長されうる。）</li></ul>



# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ベトナム企業（非公開会社）への投資手法および主たる手続き

### ■ 既存株式・出資持分の取得（2/3）

主たる手続き	
競争法の届出 (つづき)	<p>(金融機関、保険会社または証券会社ではない企業についての届出基準)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 総資産：経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、当該企業または当該企業が属する関連企業グループのベトナム市場における総資産が3兆ドン（約150億円）以上である場合</li><li>■ 国内売上高：経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、当該企業または当該企業が属する関連企業グループのベトナム市場における販売または購入の総取引高が3兆ドン（約150億円）以上である場合</li><li>■ 取引価額：経済集中の取引価値が1兆ドン（約50億円）以上である場合</li><li>■ 市場シェア：経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、経済集中への参加を提案している企業の検討対象市場における合計市場シェアが20%以上である場合</li></ul>
企業登録証明書の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 有限会社の出資持分の取得に際しては、社員（出資者）に関する記載事項が変わるため、株式会社または有限会社の第三者割当増資に際しては、定款資本の金額が変わるため（その他、株式/出資持分の取得に伴って対象会社の法定代表者を変更する場合には、法定代表者の記載事項が変わるため）、企業登録証明書の変更手続きが必要。</li><li>■ 株式会社の株主は企業登録証明書の記載事項ではないため、株主の変更だけであれば企業登録証明書の変更手続きは不要だが、下記の外国株主通知手続きが必要。</li><li>■ 法定の手続期間は申請書の受理から3営業日。管轄は計画投資局または工業団地管理委員会等。</li></ul>
外国株主通知手続	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 外国株主に変更があった日から10営業日以内に、外国投資家が株主になった旨を関連情報とともにベトナム当局に通知する手続きが必要。</li><li>■ 法定の手続期間は申請書の受理から3営業日。管轄は計画投資局または工業団地管理委員会等。</li></ul>

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ベトナム企業（非公開会社）への投資手法および主たる手続き

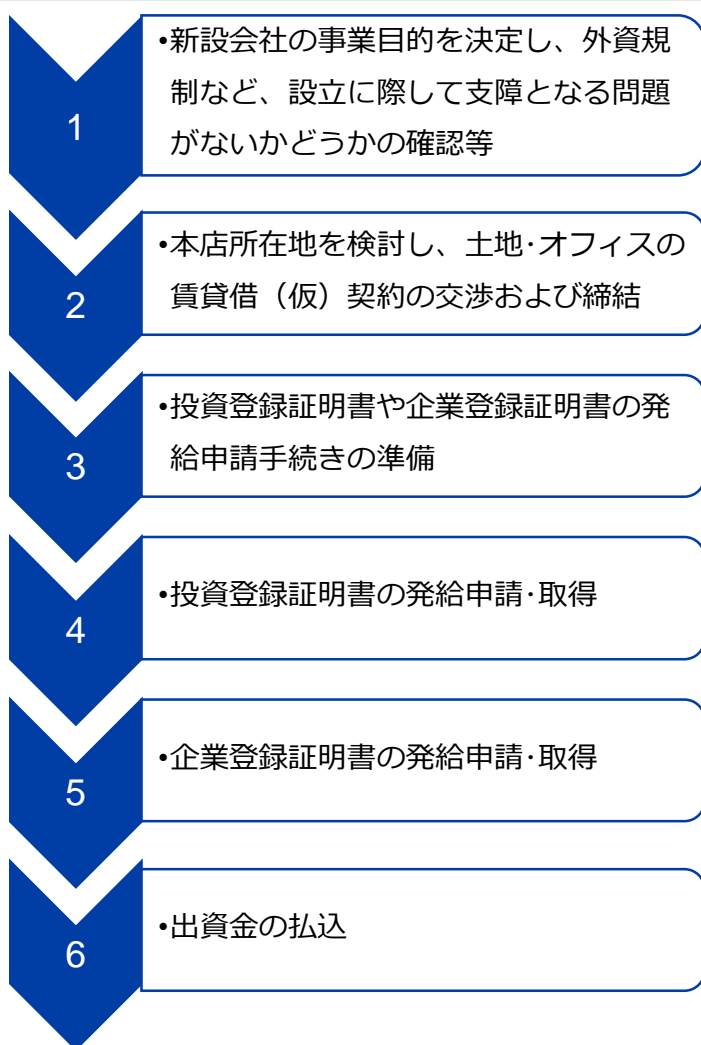
### ■ 既存株式・出資持分の取得（3/3）

主たる手続き	
投資登録証明書の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 対象企業が投資登録証明書を保有している場合（保有していない会社もある）、既存株式・出資持分の取得に伴い投資登録証明書に記載される投資家の情報に変更されるため、変更手続きが必要。</li><li>■ 法定の手続期間は申請書の受理から10日。実務上はこれより長くなることが多い。管轄は計画投資局または工業団地管理委員会等。</li></ul>
対価の支払（口座開設）	<p>外国投資家がベトナムの企業の株式/出資持分を取得する場合には、下記表の口座のいずれかを開設し、それを通じて出資金または譲渡代金の送金を行う必要あり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 直接投資用資本口座（Direct Investment Capital Account : DICA）：口座所有者は対象会社</li><li>■ 間接資本用投資口座（Indirect Investment Capital Account : IICA）：口座所有者は外国投資家</li></ul>
対価の支払（通貨等）	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 対象会社がDICAの開設を要する企業である場合 基本的には、株式/出資持分の取得の対価の支払は、DICAを経由して行う必要がある（例：外国投資家の口座→対象会社のDICA→譲渡人たるベトナム企業の口座、という順で送金）。譲渡人がベトナム居住者である場合にはドンで支払う必要がある。</li><li>■ 対象会社がDICAの開設を要しない企業である場合 基本的には、株式/出資持分の取得の対価の支払は、IICAを経由して行う必要がある（例：外国投資家の口座（日本）→外国投資家のIICA（ベトナム）→譲渡人たるベトナム企業の口座、という順で送金）。IICAはドン口座となるため、IICAを経由する取引はドンでの支払となる。</li><li>■ 例外：株式/出資持分の譲渡において、譲渡人も譲受人もベトナム非居住者である場合、DICAやIICAを経由せずに、外国通貨で譲渡代金を支払うことが可能。</li><li>■ 通貨および送金方法については事前に金融機関と調整することが望ましい。</li></ul>

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ベトナム企業（非公開会社）への投資手法および主たる手続き

### ■ 会社の設立



主たる手続き	
<b>投資登録証明書の発給申請</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 投資登録証明書の発給申請書類は下記のとおり。当局の裁量により追加書類を求められることも多い。</li><li>• 発給申請書 / プロジェクト提案書 / 投資家の財務能力を示す書面 / オフィス・土地のリース(仮) 契約 / 出資者の証明書類（登記簿等） / 法定代表者の証明書類（パスポート等）</li><li>■ 法定審査期間は申請書類の受理から10日間。事業の内容に応じて当該事業を所管する関係省庁への意見聴取が行われるため、実務上はより長い期間を要している。</li></ul>
<b>企業投資登録証明書の発給申請</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 企業登録証明書の発給申請書類は下記のとおり。当局の裁量により追加書類を求められることも多い。</li><li>• 発給申請書 / 定款 / 株主・出資者リスト / 出資者の証明書類（登記簿等） / 法定代表者の証明書類（パスポート等） / 投資登録証明書</li><li>■ 法定審査期間は申請書類の受理から3営業日。ただ、実務上はもう少し長くかかる場合もある。</li></ul>
<b>出資金の払込</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 出資の履行は、金銭、外貨、金、土地使用权、知的財産権その他の定款で定める財産により行うことが可能。ただ、金銭以外での出資については、当局が不慣れであることもあり、手続きが滞る可能性があることに注意。</li></ul>

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ■ BCC (Business Cooperation Contract)

- BCC (Business Cooperation Contract) とは、法人を設立せずに、複数当事者間で協同して事業を行うための契約。外資規制が厳しい事業分野（例：通信分野など）に投資を行いたい場合であって、かつ、エクイティ投資のメリット（事業が成功した場合には投資金額以上のリターンが得られること）を享受したい場合には、BCCによる投資手法も選択肢の1つとなる。

合併会社	BCC
■ 法人格がある。	■ 法人格がない。
■ 合併会社の場合には合併会社が事業を行う。	■ 協同するベトナム企業名義で事業が運営される。
■ 株主/出資者は法令上その権利義務が定められている（これを追加・修正する場合には株主間契約などで取り決める。）。	■ 法令上の定めがなく、当事者間の権利義務は契約で細かく定めておく必要がある。
■ 合併当事者のいずれかが清算しても合併会社は存続する。	■ 契約当事者のいずれかが清算してしまうとBCCは終了。

## ■ スタートアップ投資の留意点

- 企業法に定められている種類株

種類株	特徴
議決権優先株式	普通株式より多い議決権を有する株式。政府の承認を受けた組織または発起株主のみが保有可能。発起株主が議決権優先株式を保有できるのは会社設立から3年間のみ。その保有する議決権優先株式を第三者に譲渡することは不可。
配当優先株式	普通株式よりも多額の配当が得られる株式または固定額による配当が得られる株式。配当優先株主は株主総会の議決権なし。
償還優先株式	株主の請求または株券に規定された条件に従って償還される株式。償還優先株主は株主総会の議決権なし。

- 日本のスタートアップ投資に用いられることがある残余財産の分配に関する優先株式や強制転換条項付優先株式の発行は可能と考えられるが、ベトナムの法律自体やスタートアップ投資自体が発展途上であることから、今後の実務の動向を注視する必要がある。

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ベトナム企業（非公開会社）への投資手法および主たる手続き

### ■ ノンエクイティ投資

- 対象会社の資金ニーズがあるものの、外資規制等の理由で外国投資家によるエクイティ投資にハードルがある場合、外国投資家側の事情でベトナム企業へのエクイティ投資に制約がある場合などに、ノンエクイティ投資を行うことも考えられる。
- 外国ローン（ベトナム国外からベトナム国内への貸付）規制（総量規制も存在する）

短期外国ローンの規制	中長期外国ローンの規制
<p>(1) ベトナム中央銀行への登録は要求されない。</p> <p>(2) 当該借入の目的は、①借主の外国からの借入資本を利用した事業および生産計画もしくは投資プロジェクトを実施する目的または②借入費用を増加させることなく借主の外国からの債務を再編する目的であることが必要。</p> <p>(3) 外国ローンの当初の借入期間が1年以下であっても、当該ローンの期間を延長することにより、借入期間の合計が1年を超える場合、または1年と10日を超えても債務残高がある場合には、当該借入をベトナム中央銀行に1年と30日以内に登録する必要性が生じる（延長されたローンは中長期ローンとみなされる可能性が高いため、中長期ローンが法令上充足すべき要件を満たす必要があると考えられる。）。</p>	<p>(1) 債務者であるベトナム企業は、当該借入をベトナム中央銀行に登録することが必要となる。</p> <p>(2) 仮に、中長期ローンがベトナム中央銀行に登録されていない場合、送金取扱銀行から、利子や返済金の送金を拒まれる可能性がある点に留意する必要がある。また、外国の直接投下資本である中長期外国ローンの残高は、いわゆる外債枠（投資証明書（投資登録証明書）に記載された総投資資本と定款資本金の差額。なお、国内ローンの残高も含む。）を超過してはならない。</p> <p>(3) 当該借入の目的は、①借主の外国からの借入資本を利用した事業および生産計画もしくは投資プロジェクトを実施する目的、②借入費用を増加させることなく借主の外国からの債務を再編する目的、または③借主が直接投資を行う企業による外国からの借入資本を利用した事業および生産計画もしくは投資プロジェクトを実施する目的であることが要求される。</p>

- 外国ローン規制改正が予定されており、改正の動向を注視する必要あり。
- 担保：原則として、ベトナム国内で金融業の許認可を受けた金融機関に限り、土地使用权および建物に担保を設定することができる。土地建物以外の動産・株式/出資持分には担保の設定可能。国家担保登録局に登録することによって対抗要件を具備する。
- 社債：社債には、転換社債と転換権のない普通社債があり、いずれも担保付きまたは無担保で発行することができる。

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

ベトナム企業（非公開会社）への投資における税務論点

## ■ 外国契約者税の税率表

- 協業するベトナム企業からライセンスフィーやフランチャイズフィーを徴収し、また知的財産権を譲渡したり、代理店を通じて物品を販売する場合、外国契約者税が発生する可能性がある。

活動内容	みなし税率 (%)	
	付加価値税	法人所得税
課税対象となる物品の供給	-	1
一般サービス（リース契約、保険契約含む）	5	5
レストラン、ホテル、カジノの管理サービス	5	10
建設・据付（資材・機械設備の供給を伴うもの）	3	2
建設・据付（資材・機械設備の供給を伴わないもの）	5	2
再保険、証券譲渡	-	0.1
金融派生商品	-	2
利息	-	5
無形資産の使用（ロイヤルティ）及び譲渡取引 ※1 技術移転法の対象となる役務提供取引	-	10
製造、輸送サービス	3	2
その他の販売活動	2	2

※1：商標使用料（ライセンスフィー）や特許使用料など使用料を徴収する場合は5%の付加価値税も発生する。

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

ベトナム企業（非公開会社）への投資における税務論点

## ■ 発生が想定されるサービスごとの外国契約者税の税率

活動内容	みなし税率（%）	
	付加価値税	法人所得税
ライセンスフィー（商標使用料）	5	10
フランチャイズフィー ※1	5	10
商標や特許などの知的財産権の譲渡	-	10
物品の販売（代理人を通じての販売含む） ※2	-	1
上場企業の株式譲渡 ※3	-	0.1
利息 ※4	-	5

※1：内容には商標使用料やシステム使用料など様々なサービスが含まれることが想定される。サービスの詳細や個別金額が契約書上明示されている場合、個別サービスに応じた税率が決定される。

※2：ベトナム国境内でリスクと便益のほとんどが移転（実務上は所有権が移転）する場合に発生する。

※3：非上場の株式会社の株式譲渡や有限会社の資本譲渡は譲渡益×20%の数式で計算される。

※4：配当は非課税となる。

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ベトナム企業（非公開会社）への投資における税務論点

### ■ 資本譲渡税および証券譲渡税（既存会社の株式取得）

- 既存会社の株式を取得する場合、買い手企業に対する特段の課税はないものの、売り手企業に対しては譲渡税が課せられる。譲渡税には資本譲渡税と証券譲渡税があり、譲渡対象企業の種類によって分類される。

	譲渡対象企業	課税所得および適用税率	申告納税期限
資本譲渡税	有限会社または公開会社ではない株式会社	譲渡益（譲渡価額から譲渡相当割合の購入価額および譲渡関連費用を控除）に対して20%	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 譲渡者がベトナム企業 通常の四半期納付と合わせて納税</li> <li>➢ 譲渡者が外国投資家 関連当局が資本譲渡を承認した日から10日以内</li> </ul>
証券譲渡税	公開会社である株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 譲渡者がベトナム企業 譲渡益（譲渡価額から譲渡相当割合の購入価額および譲渡関連費用を控除）に対して20%</li> <li>➢ 譲渡者が外国投資家 譲渡価額（取引価額）に対して0.1%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 譲渡者がベトナム企業 通常の四半期納付と合わせて納税</li> <li>➢ 譲渡者が外国投資家 譲渡代金支払い後10日以内</li> </ul>

- 公開会社には、上場会社のほか、拠出資本300億ドン以上かつ議決権の10%以上を100名以上の少数株主により保有されている株式会社が含まれる。
- 譲渡価額について、税務当局が市場価格と乖離していると証拠付けられる場合、税務当局は調査の上で譲渡価額を決定することが可能であるが、決定された譲渡価額に納得しない場合には、専門的能力を有する第三者評価機関による評価額に基づいて決定される。
- 外国投資家間で資本譲渡が行われる場合には、売り手となる外国投資家に代わって、譲渡対象となるベトナム企業に資本譲渡税の申告納税義務が課されている。



# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ベトナム企業（非公開会社）への投資における税務論点

### ■ 合併会社の新規設立

- 企業登録証明書取得後30日以内または事業活動を開始した月末のいずれか早い日までに、資本金額に応じた事業登録税を納付する必要がある。
- 会計年度は12月末が一般的ではあるが、3月末、6月末、9月末を選択することも可能。会計通貨は原則としてドンであるが、収入および支出のほとんどが外貨建てで行われる場合には当該外貨を会計通貨として使用することもできる。ただし、当局提出用の財務諸表については別途ドン建てで作成する必要あり。
- 会社設立後12カ月以内に会計責任者となるチーフアカウントを任命する必要がある。ただし、企業外部の組織への委託（名義借り）も可能。

### ■ BCC

- BCCによる事業の結果を売上または製品・サービスに基づいて分割する場合、各当事者が対象となる売上を記録・集計し、申告納税する必要がある。
- 事前に合意した比率に基づいてBCCによる事業の結果として得られた所得を分割する場合、代表として選定された当事者がBCCによる事業の結果をまとめて記録・集計する。税引前の所得を分割する場合には、申告納税は各当事者が実施する必要があるが、税引後の所得を分割する場合には、代表として選定された当事者がまとめて申告納税することになる。
- BCCに関する税務上の取扱いについては詳細なガイダンスが発行されておらず、実務上は当事者間の合意に基づいた様々な運用が行われている。

# 第3部 スタートアップ投資の手法・手続き

## ベトナム企業（非公開会社）への投資における税務論点

### ■ ノンエクイティ投資（ローンの提供、社債の引受け）

- ローンの提供および社債の引受けに伴って発生する支払側（ベトナム企業側）での利息に関して、下記の点に留意する必要がある。

	留意点
法人税	以下の支払利息については損金算入が認められない ■ 償却前利息前営業利益の30%を超える支払利息 償却前利息前営業利益は、ベトナム会計基準に基づく財務諸表における営業利益に、償却費および支払利息を足し戻す形で計算され、受取利息がある場合には受取利息と相殺後の純支払利息が調整対象となる。なお、支払利息の前提となる借入金や社債が関連者取引ではない場合でも、他の関連者取引（例えば物品売買やサービス提供取引など）がある場合には当該借入金または社債にかかる支払利息も損金算入制限の対象になると考えられている ■ 金融機関以外からの借入に伴う借入利息または社債利息で中央銀行公表金利の150%を超える金額 ■ 未払込資本金相当の借入金・社債から生じる利息
移転価格税制	政令132号に基づき、中長期借入金の50%超かつ資本金の25%以上の借入金（ローンの提供）となる場合、関連者に該当することとなり、移転価格税制に基づく検討が必要となる。関連者からの借入金または関連者への社債発行にかかる支払利息の利率について、その合理性を説明できるようにしておく必要がある。免除要件を満たす一定の場合を除いてローカルファイルなどの移転価格文書を作成することが要求されており、比較可能対象取引の利率レンジ等を用いた分析が考えられる。
外国契約者税	外国投資家からの借入金または外国投資家への社債発行の場合、その支払利息は外国契約者税の対象となる。適用税率は法人税相当部分として5%が課され、付加価値税相当部分は課されない。日越租税条約11条に基づくと、源泉徴収された外国契約者税は日本において外国税額控除の適用対象となる。

# 第4部 M&A取引のプロセスおよび契約

## M&A 取引のプロセス (1/3)

主たる手続	
1. 秘密保持契約の締結	<ul style="list-style-type: none"><li>■ M&amp;A取引についての協議を開始する段階で、秘密情報の開示に先立ち、秘密情報の適切な管理を義務付ける目的で秘密保持契約を締結（秘密情報の第三者に対する開示の制限・M&amp;A取引を検討する目的以外での使用禁止）。</li></ul>
2. 意向表明書の提出・独占交渉権の獲得	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 意向表明書の内容に特に決まりはない。一般的には、投資家はその時点で想定している取引価格、取引実施の前提条件や取引のスケジュールを記載した上で、対象会社に対し独占交渉権の付与やデュー・ディリジェンスへの協力を要請する。</li><li>■ 独占交渉権：一定期間の間、対象企業が他の投資家候補と交渉を行うことを禁止するもの。交渉に時間・コストをかけたにもかかわらず、突然、対象企業が自社との交渉を打ち切り、他の投資家候補との交渉に切り替えてしまうリスクを回避する目的。</li><li>■ 独占交渉権等、法的拘束力を持たせたい事項については対象会社・投資家間で基本合意書を締結。</li></ul>
3. デュー・ディリジェンスの実施	<ul style="list-style-type: none"><li>■ デュー・ディリジェンス（Due Diligence：DD）対象会社の事業内容、経営状況等に関する調査。（必要に応じて）法務、税務・財務、ビジネス、環境等の分野からの調査を行う。</li><li>■ 法務DDの調査項目：対象会社ないしは対象事業、およびM&amp;A取引の実施における法的リスクを調査する目的で実施される。会社組織・株式、関係会社間取引、許認可、契約、資産・負債、知的財産、労務、訴訟等（スタートアップ企業は事業期間が短く、リスクが潜在している可能性が相対的に低いため、調査項目を限定する・そもそもDDを行わないこともある。）</li><li>■ 税務DDの調査項目：対象事業の税務リスクを調査する目的で実施される。具体的には、法人税（移転価格論点含む。）、付加価値税、個人所得税、外国契約者税および社会保険等。</li></ul>

# 第4部 M&A取引のプロセスおよび契約

## M&A 取引のプロセス (2/3)

### 主たる手続

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <b>3. デュー・ディリジェンスの実施 (つづき)</b>  | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 財務DDの調査項目：対象会社ないしは対象事業の経営および財務状況を調査する目的で実施される。調査対象は資産・負債、関連当事者取引、損益項目およびオフバランス項目等、多岐に渡る。</li><li>■ ベトナム企業に対するDDにおける典型検出事項（問題点）<ul style="list-style-type: none"><li>• 労働法違反事項。具体的には、法定の上限を超える時間外労働の実施、残業代未払、就業規則の未整備等がある。</li><li>• 外資規制。対象会社の事業内容の中に、外国投資家による株式の取得が禁止・制限されている事業が含まれていることが多い。外国投資家による株式の取得が禁止されている場合には、当該事業目的の登録抹消を、取引実行の前提条件とすることが必要になる。</li><li>• 簿外債務。貸借対照表上に計上されていない債務のことをいう。対象会社の財務状態を調査するフェーズの中で発見されることが多い。</li><li>• 二重帳簿。脱税目的で税務申告用と内部管理用帳簿を運用しているケースが多い。運用が発見された場合には、帳簿間の差異の原因を特定・解消するとともに、社内体制および内部統制の見直しが必要になる。</li></ul></li></ul> |
| <b>4. バリュエーションおよびPre PPAの実施</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>■ バリュエーション（企業価値評価）：対象会社の価値を算定する目的で実施される。価格決定に際して非常に重要なプロセスとなるため、実務上は買い手・売り手双方で外部専門家を関与させることも多い。</li><li>■ Pre PPA（Pre-Purchase Price Allocation）：バリュエーションのタイミングで、買い手サイドではPre PPAの実施を検討するケースがある。買収後の広義ののれんに含まれる無形資産の償却負担を事前に確認する目的で実施される。詳細手続きについて省略されることが多く、最終的なPPAの結果と大きく乖離する可能性があり、あくまで参考情報取得のためのプロセスとなる。</li></ul>  |

# 第4部 M&A取引のプロセスおよび契約

## M&A 取引のプロセス (3/3)

主たる手続	
5. 出資主体の選択	■ 投資家本体（個人・企業）からの出資/シンガポール等にある地域統括会社を介する出資/特別目的会社を介する出資/ファンドを介する出資
6. 契約交渉	■ 対象会社が複数の投資家から同時に資金調達を行う場合、複数の投資家の中からリード投資家を設定し、かかるリード投資家が対象会社・売主との交渉の窓口になることも多い。
7. 契約の締結（サイニング）	■ 各契約当事者が署名を行う。
8. 前提条件の充足	■ 取引の実行義務が発生する前提として規定される条件を前提条件（Conditions Precedent）といい、各当事者は、それぞれの前提条件が充足された場合に限り、取引実行のために必要な行為（代金支払等）を行う義務を負う。 ■ 前提条件の例：法令違反の是正、当局手続きの実施、外資規制のある事業の登録抹消等
9. 取引の実行（クロージング）	■ 取引を実行する（株式譲渡取引であれば、一般的には、買主から譲渡代金が支払われ、売主から株券（原本）や更新された株主名簿の写しが交付される）。

# 第4部 M&A取引のプロセスおよび契約

## 株式引受契約の主要合意事項（1/2）

（注：後記は一般的な合意事項を記載したものであり、実際の取引の際には法務アドバイザーにご相談下さい。）

株式引受契約の主要合意事項	
株式の種類および数	投資家が引き受ける株式の種類および数を定める。
株式引受価格	対象会社と投資家との間の交渉事項となる。対象会社は未上場企業であり市場価格というものがないため、どのように対象会社の価値を算定するか（いわゆるバリュエーション）が問題となる。この点は財務のアドバイザー（監査法人など）に依頼することで、バリュエーションを行い、対象会社に提示する流れが一般的であるが、投資家自身でこれを行う場合もある。
クロージング日 （取引実行日）	前提条件の充足から〇営業日後といった定め方や、「〇年〇月〇日または両当事者が書面で合意するその他の日」といったように、特定の日付で定めることもある（ただし、前提条件の充足タイミングによって取引実行がずれる場合があるため、「または両当事者が書面で合意するその他の日」の文言を追加することが多い。）。
表明保証	対象会社への投資を決断する判断材料となった情報・事実の真実性および正確性を確保する必要があるため、対象会社に、一定時点における対象会社に関する事項について真実かつ正確であることを表明させ、その表明した内容を保証する義務を負わせる。
投資実行の前提条件	投資実行を実施するに当たり必要と思われる事項を前提条件として定める。具体例：表明保証の正確性、競争法に基づく事前届出、当局手続の履践、DDで検出された事項の是正等
誓約事項（コベナンツ）	契約締結日から投資家による払込みが完了し株主となるまでの期間に、対象会社の不適切な事業運営により不測な損害を被ることを回避するために、対象会社の運営について、投資家の事前の承諾を得る等の一定の誓約事項を対象会社に課す。

# 第4部 M&A取引のプロセスおよび契約

## 株式引受契約の主要合意事項 (2/2)

株式引受契約の主要合意事項	
違反時のペナルティ	契約違反時のペナルティとして、株式買取請求権を定めて投資からのエグジットを設けたり、損害賠償請求権を定めて金銭的補償を設けることが考えられる。
言語の優先規定	株式引受契約が複数言語で作成される場合（例：ベトナム語と英語）、その言語間で齟齬があった場合の優先言語を定めておく必要あり。
準拠法	外国投資家との間で締結する契約の場合、ベトナム法上、外国法を準拠法として定めることも可能。もっとも、株の発行やこれに伴う当局手続きなどがベトナム企業法と密接に関連することから、ベトナム法を準拠法として選択することが多い。
紛争解決手段	<p>契約当事者間に紛争が生じた場合の紛争解決手段としては、ベトナム国内の裁判所もしくは仲裁機関、または外国の裁判所もしくは仲裁機関といった選択肢が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ ベトナムの裁判所：ベトナム語での手続進行・裁判の先例拘束性がなく判決の予見可能性がないこと・一般的にベトナム企業に有利な判決が出るリスクが考えられること・裁判官の汚職の問題等により、外国投資家が契約当事者となる場合には、ベトナムの裁判所を紛争解決手段として選択する事例は少ない。</li><li>■ 外国の裁判所：例えば外国投資家が日系企業の場合、日本の裁判所を選択したいという要望が強い。しかし、日本とベトナムの間には判決の相互承認および執行に関する二国間条約が締結されておらず、日本の裁判所の判決をベトナム国内で執行することは事実上できないため、日本の裁判所を選択するケースはほとんどない。</li><li>■ ベトナムの仲裁機関または外国の仲裁機関：外国投資家とベトナム企業との間の契約においては、シンガポール仲裁を選択するケースも多い（ベトナムは「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」（いわゆるニューヨーク条約）に加盟していることから、外国仲裁機関の仲裁判断をベトナムで執行することは可能である。）。</li></ul>

# 第4部 M&A取引のプロセスおよび契約

## 株主間契約の主要合意事項（1/2）

（注：後記は一般的な合意事項を記載したものであり、実際の取引の際には法務アドバイザーにご相談下さい。）

株主間契約の主要合意事項	
株式の譲渡制限	既存株主にとって好ましくない者が株主となることを防止する観点から、株式の譲渡に際して株主総会または取締役会の承認を要求する、あるいは他の株主の事前承認を要求することで、株主による株式譲渡に制限を付すことが多い。
譲渡時の株式の取り扱い	既存株主が第三者に株式を譲渡しようとする場合に、先買権や売却参加権（タグアロング）等を定め、株式譲渡に既存株主が参加できるように定めることがある。また、エグジットとしての企業売却をスムーズに遂行するために、一斉売却請求権も定めることもある。 <ul style="list-style-type: none"><li>■ 先買権：ある株主がその株式を第三者に譲渡しようとする場合、その条件等を事前に他の株主に通知させ、希望する株主が譲渡対象株式を第三者に先立って買い受けることができる権利</li><li>■ 売却参加権（タグアロング）：ある株主がその株式を第三者に譲渡しようとする場合、その条件等を事前に他の株主に通知させ、他の株主が希望する場合には、希望株主らはその持分割合に応じて、当該株式譲渡に参加して自らの株式を第三者に譲渡することを要求できる権利</li><li>■ 一斉売却請求権（ドラッグアロング）：一定の要件を満たした株主がその所有株式を第三者に譲渡する際に、他の株主に対し当該株主の保有株式も合わせて売却するよう請求することができる権利</li></ul>
新株引受権	投資家による対象会社への出資後、対象会社が資金調達を行うために新規の株式発行をすることになった際、当該投資家が追加出資を行わない限り、当該投資家の株式保有割合は希釈化してしまい、投資家の対象会社に対する影響力が低下してしまう可能性がある。これを避け、投資家の株式保有割合を維持するため、既存株主に新規株式発行時の優先引受権が定められることが通常である。
対象会社の運営に関する事項	スタートアップ企業への投資においては、投資後も引き続き創業者等の経営陣が対象会社の支配株主となることが多いところ、投資家の経営関与権を確保するために、一定の重要事項に関する拒否権や取締役等の選解任権を付与する定めをすることがある。



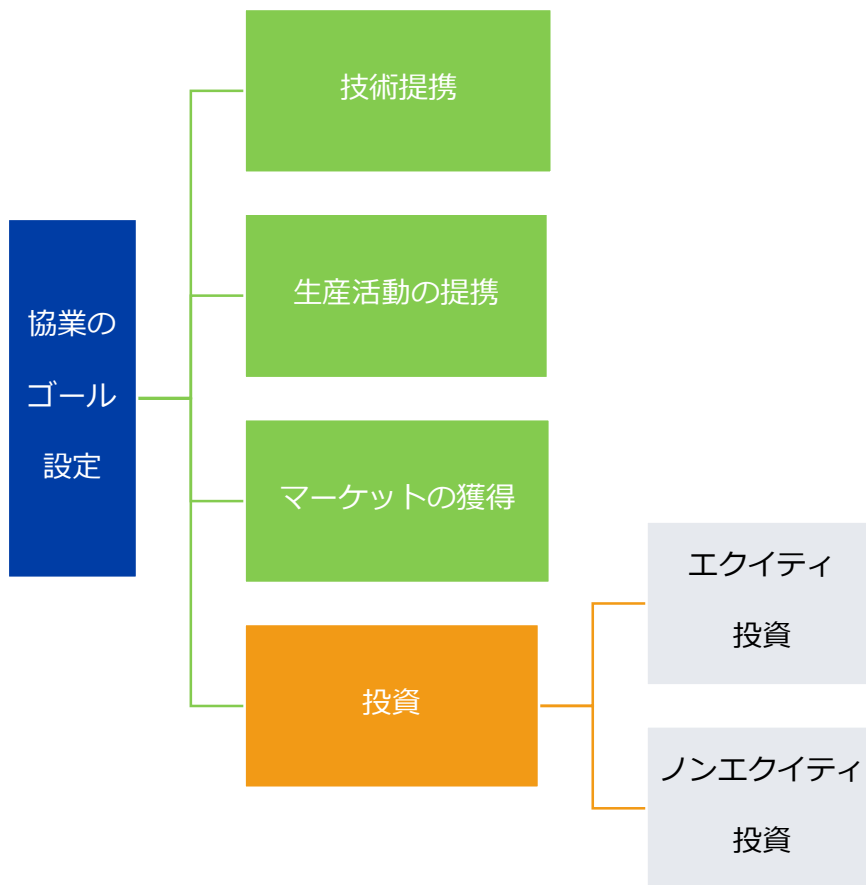
# 第4部 M&A取引のプロセスおよび契約

## 株主間契約の主要合意事項 (2/2)

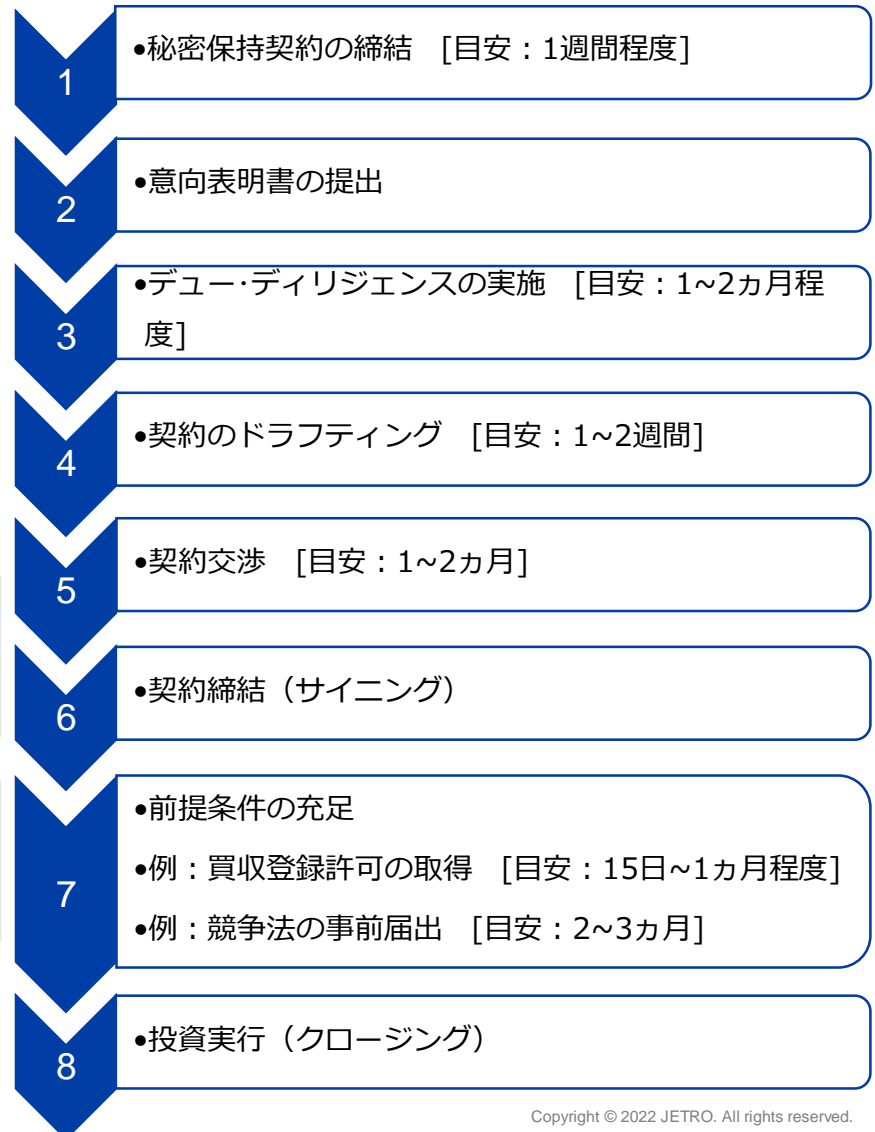
株主間契約の主要合意事項	
キーマン条項	スタートアップ企業においては、創業者等のいわゆるキーマンが事業の成長の鍵を握っていることが多いため、投資後も引き続き当該キーマンが対象会社の経営に携わるかどうか重要なポイントとなり、一定期間においては経営陣の地位にとどまることを当該キーマンに義務付けることがある。
情報提供	各株主に対し、会計年度末の監査済み財務諸表だけではなく、半期・四半期・月次での財務諸表の提出をするよう対象会社の義務を定めることがある。また、主要な人事異動、訴訟に関する情報など一定の事由が生じた場合にはその都度各株主に報告するよう、対象会社の報告義務を定めることがある。
競業禁止義務	スタートアップ企業においては、創業者等のいわゆるキーマンが事業の成長の鍵を握っていることが多いが、当該創業者等が対象会社と競合する事業を別会社で行ってしまうと、対象会社の成長のチャンスをつぶしてしまうことにもなりかねない。特にベトナムにおいては、配偶者や親戚名義で会社を設立し、対象会社と同様の事業を行っているケースも散見されるため、創業株主や、場合によってはその他の株主や関係者についても、競業禁止義務を規定することもある。
違反時のペナルティ	契約違反時のペナルティとして、株式買取請求権を定めて投資家からのエグジットを設けたり、損害賠償請求権を定めて金銭的補償を設けることが考えられる。
みなし清算	対象会社において、M&A取引が生じた場合に、取得時の株式取得価額が異なる株主間の利害を調整するために、M&A取引の対価を会社清算時の残余財産の分配と同様に分配することを事前に合意し、平等な投資回収を確保することがある（みなし清算）。ベトナム法においてこの合意が可能かどうかは別途法務アドバイザーに確認されたい。
言語の優先規定	
準拠法	株式引受契約の主要合意事項を参照されたい。
紛争解決手段	

# 第5部 スタートアップ投資に関する計画策定～投資実行までのフローチャート

## 計画策定



## エクイティ投資プロセス



# 第6部 ベトナムのスタートアップ注目分野の外資規制等

## Eコマース

- 例えば、外国投資家が、第三者が商品の販売等を行うためのECサイトを運営する会社をベトナムに設立する場合

## マッチングアプリの提供

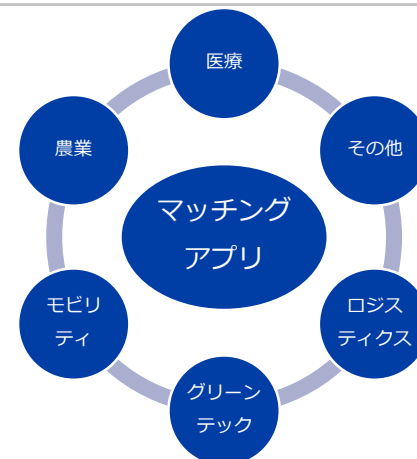
- 例えば、外国投資家が、消費者と事業者をマッチングさせるモバイルアプリを運営する会社をベトナムに設立する場合

外資規制等	
外資規制	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 法令上、外資の参入は禁止されていない。</li><li>■ もっとも、電子商取引に関する政令85号（2022年1月1日から施行。）に基づき、以下の条件を満たす必要あり。<ul style="list-style-type: none"><li>i. 外国投資家は法人設立、または既存会社への出資の形式で投資すること（すなわち、BCCでの投資形態は許されない。）</li><li>ii. 電子商取引分野で支配的な地位にある企業グループとして商工省（MOIT）が発表する5社のうち、1社以上の企業を支配する外国投資家となる場合には、公安省の評価意見（投資の承認・不承認に関する意見）を取得しなければならない。</li></ul></li></ul>
事業ライセンス	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 商工局から電子商取引事業に関する事業ライセンスを取得する必要がある。</li></ul>

外資規制等	
外資規制	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 第三者が当該アプリ上で商品の販売や役務の提供の一部または全部を実施できるようにするモバイルアプリの運営は電子商取引サービスに該当すると考えられることから、左記Eコマースと同様、外資の参入は禁止されていないものの、政令85号の条件を満たす必要あり</li></ul>
事業ライセンス	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 商工局から電子商取引事業に関する事業ライセンスを取得する必要がある。</li></ul>

- ECサイト上で、サイト運営者自身も販売等を行う場合には別途の検討が必要となる。

- 運営者自身も役務を提供するかどうか、マッチングさせる業態は何か等によって、その他の業規制がかかる可能性があることに要注意。



## 使用上の注意

- 本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ハノイ事務所が西村あさひ法律事務所ハノイ事務所およびKPMGベトナムに委託し、作成したものです。
- 本資料は2022年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。
- 本資料作成にあたってはできる限り正確に記載するように努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。
- 本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、または懲罰的損害および利益の損失については、ジェトロは一切の責任を負いません。
- 無断での掲載、複製、転送、配布等を禁止します。

## お問合せ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ハノイ事務所



+84-24-3825-0630



VHA-Innovation@jetro.go.jp